



【第75回】2014年7月18日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## サッポロビール「極ZERO」騒動の源

### 複雑怪奇な「ビール税制」を簡素化せよ

先日、サッポロビールの製造する「極ZERO(ゴクゼロ)」が、「第3のビール」としての低い税率が適用されないということから、100億円を超える差額の税金を国に納付することになったと報道された。背景には、「同じものには同じ課税を」という課税原則に立つ税制当局と、「安い『ビール』を消費者に提供したい」という業界の、「ビール類」の税金をめぐる戦いの歴史がある。それを避けるためには、税金を変えないで分類を簡素に見直すことが必要だ。

#### ■ 少なくなった 「とりあえずビール」

若者と飲み会に行くと、「とりあえずビール」というスタイルが崩壊していることに気がつく。みんな思い思いのお酒(いろんな種類のチューハイが多い)を頼むので、乾杯までに時間がかかってしまう。ビールを飲まない理由を聞くと、「ビールは苦いのでおいしくない」という声が多い。

自ら振り返ってみても、初めて飲んだビールは確かに苦い。これを何度も飲んでいくうちに、「これこそ男の味」と実感する瞬間が来る(ビール好きの女性ごめんさい)。それ以降は、とりあえずビール、次もビール、ということになってしまうのであるが、今の若者にはこのプロセスがない。

若者のビール離れはなぜ生じたのだろうか。単なる嗜好の変化なのだろうか。それもあるだろうが、ビール会社と税制当局との税金を巡る死闘が、結果的にビールの味を落としてしまったのではないか、これが私の勝手な勘繰りである。

## 税務当局 vs 民の技術進歩 なぜ「ビール類」の税制は複雑か

現行酒税法のビール類の税率は以下の表のとおりである。

◆表 ビール類の税率はこうなっている

	ビール	発泡酒			第3のビール (新ジャンル)	
					その他の 醸造酒(発 泡性)	リキユ ール(発 泡性)
麦芽比率	67% 以上	67%~ 50%	50%~ 25%	25% 未満	0	50% 未満
酒税(350ml缶)	77円	77円	62円	47円	28円	28円

まず、ビールと発泡酒の区別は麦芽比率で定められている。麦芽比率67%以上がビール、67%未満が発泡酒で、現実に販売されている発泡酒は税率の一段と低い麦芽比率25%未満のものである。

このような定義の背景には、「麦芽の多寡こそがビールの味を決めるもの、麦芽比率の少ないものはビールとはいえない」という業界の共通認識があった。それをもとに、酒税法も麦芽比率の低いものは、ビールとはいえず税金も安い、という酒税法の構造が構築されたのである。

ところが最近では、技術進歩があり、麦芽比率が低くてもそれなりに飲める発泡酒が誕生した。

さらに、麦芽比率を抑えた発泡酒をビールの味に近づけるという従来型の発想から抜け出て、麦芽を一切使用せず、えんどうタンパク等を原料としたもの

が現れた。酒税法の分類上は「その他の醸造酒(発泡性)」と呼ばれるもので、一般に「第3のビール」(新ジャンル)とよばれている。

つまり、麦芽比率がゼロでも、「ビール類」(発泡酒、第3のビールの総称)ができるようになったわけだ。税負担の安い「ビール」を作ろうという技術進歩の成果といえ、税金も発泡酒より一段と低くなっている。

そこにもう一つの「第3のビール」が誕生したから、一段と事はややこしくなった。それは、「発泡酒に麦スピリッツを混和したもの」で、酒税法上は「リキュール(発泡性)」に分類されている。ところがこのカテゴリーのものは、「麦スピリッツを(少量でも)加えればよい」わけで、技術進歩というより脱法まがいではないか、という指摘も行われてきた。

サッポロビールは「極ZERO」は、当初この分類で販売された。「第3のビール」といっても、異なる2つのものが混在しているのである。

## ビール類を2分類とし 税制の簡素化を

これまで税制当局は、「同じものには同じ課税を」という原則のもとに、発泡酒の税率引き上げを2度行ってきた。一方業界は、少しでも安い「ビール」を消費者に提供したいということで技術開発を進め新商品を開発してきた。

しかし、技術開発により品質の高い発泡酒が出れば、味はビールに近づくので、税率格差があるのはおかしい、ということで増税になる。このような堂々巡り、自縄自縛の状況から離れることが必要ではないか。

なぜなら、この20年近く、「ビール」の味が落ち、若者離れを招き、販売量も落ち、国家も税収を失い、誰も喜ばないような状況に陥っているからである。

まずは、「第3のビール」について、技術進歩によるものなのか、脱法まがいの製法なのか、業界にも疑心暗鬼が生じるような事態は避けるべきであろう。

次に、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小する見直しが必要だ。その際、分類を簡素化することに重点を置き、これを機会に増税や減税はない、つまり税収中立で見直すことが必要ではないか。

もっとも、税収中立で、全ての「ビール類」を同じ税率にすることになれば、これまでの発泡酒など業界の開発努力をすべて無駄にしかねず、業界も受け入れられないであろう。

そこで、現在複雑な税制になっている「ビール類」の税率を、「ビールとそれ以外」の2分類にする。これを税収中立で行えば、両者痛み分けということになる。結果として、第3のビールは増税になり、ビールは少し減税になる。

早くすっきりして、うまい(できれば安い)ビールが飲みたい。これが消費者(そして筆者)の正直な気持ちである。